



インドを取り巻く環境

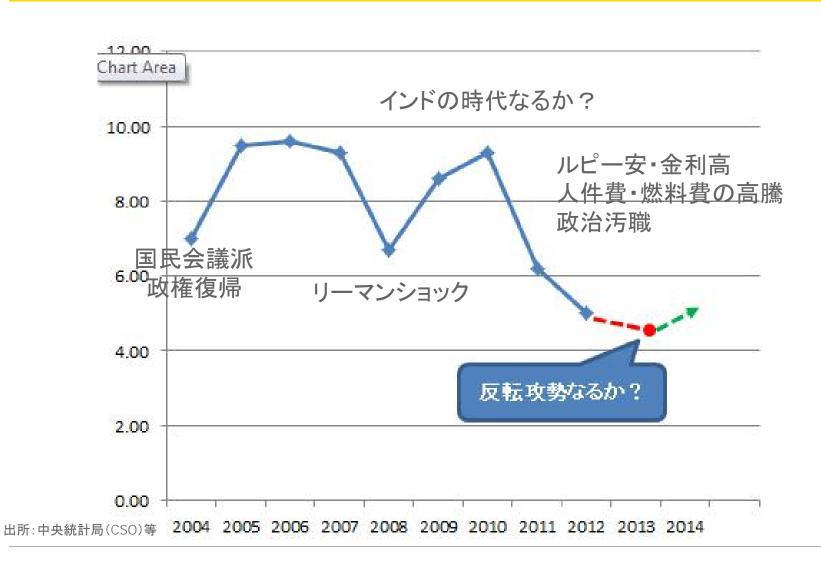
- ▶ 長引く景気低迷とインフレ圧力
- ▶ 双子の赤字(財政赤字/経常赤字)
- ▶ 改革の遅れ
- ト 相次ぐ政治汚職
- ▶ 貧富の格差拡大

経済の現状

- ▶ 今期(FY2013-14)のGDP成長率は4.9%を予想
 - ▶ 農業部門 4.6%増と、伸びが昨年度の1.4%増から加速
 - ▶ 製造業部門 昨年の1.1%増から0.2%減の落ち込みとなる見込み
 - ▶ 鉱業部門 昨年の2.2%減から1.9%減の見通し
 - ▶ サービス 6.9%増の見込み。昨年度は7.0%増。

出所:中央統計局(CSO)

過去10年の実質GDP成長率の推移



政権交代の兆し5月16日の開票結果はいかに?

10年ぶりの政権交代なるか?

BJP(インド人民党)



BIJP: ナレンドラ・モディ

強いインド経済復活なるか?

Congress(国民会議派)



マモンハン・シン



ラフル・ガンジー

2013年12月、デリー 首都圏と4州の選挙 で、BJPが圧勝

2014年1月、シン首相、総選挙後の退 任を表明

2014年1月、ソニア・ ガンジー国民会議 派総裁がラフル副 総裁の次期首相指 名を拒否

マニフェスト比較 - 選択を迫られる選挙

国民会議派

- 経済成長、外資誘致、製造業成長による 雇用創出
- ▶ 健康への権利保障
- ▶ 女性、指定カースト、部族の権利の保護
- インフラのアップグレードおよびエネル ギー政策の透明化
- 都市開発および住宅
- ▶ 環境保護、イノベーションのための法制化、 資金調達

BJP



- ▶ 全体的なアプローチで経済活性化、製造業の再生による雇用創出
- ▶ インフラ改善による外国資本の誘致(ただし、小売業には否定的)
- > 汚職撲滅
- ▶ 若者のスキル開発
- ▶ 税制の簡素化、合理化と優遇政策
- ▶ 国営企業の民営化、資源の有効利用、労働法、土地政策の見直し、農業の活性化
- ▶ 核政策の再検討

出所: hindustantimes等

今後の経済見通し

	2013/14年度	2014/15年度
実質GDP成長率 (前年度比)	4.9%	5.4%
CPI上昇率 (前年度比)	10.5%	8.6%
WPI上昇率 (前年度比)	6.4%	6.7%
経常赤字 (対GDP比)	3.3%	3.1%
財政赤字 (対GDP比)	4.6%	4.1%

出所:IMF等

2014-15暫定予算

発表内容

- ▶ 今回の予算案は現与党の選挙対策の色合いが濃い
 - ▶ 中間・貧困層向け:燃料補助金を引き下げる一方で、食糧補助金や肥料補助金を手厚くしており、前年度比8%増の2兆5千億ルピー
 - ▶ 富裕層向け:多目的スポーツ車(SUV)の税率引き下げ
- ▶ 国防予算を増やし、自動車や携帯電話などの物品で一時的な減税で、製造業の成長を重視する姿勢

出所:Nikkei等

暫定予算案を受けて

- ▶ インド株価は上昇
- ▶ インドルピーも上昇
- ▶ 自動車の販売台数も上昇に転じる



税率は変更なし

▶ 2013-14年度の現行の所得税率が、2014-15年度も継続適用となります。対応するサーチャージと教育目的税も同様です。さらに、2014-15年度の「前払税」や源泉徴収税を計算するうえでの所得税、サーチャージ、教育目的税の税率も2013-14年度において適用されているものから変更はありません。

電力セクターのタックスホリデーは終了

▶ 所得税法(ITA)は2013年財政法(FA2013)により改正され、2014年3月31日以前に発電、送電及び配電事業に従事する場合、あるいは、2014年3月31日以前に既存の送配電線ネットワークの大規模な改装工事や近代化が行われた場合、タックスホリデーが延長されていました。今回は暫定予算案なので、更なる期間延長は提案されませんでした。従い、総選挙後に提案される正式な予算案で、このタックスホリデーの延長が規定されるか、見守る必要があります。

2014年3月31日後、外国子会社からの受取配当金に対する15%の優遇税率は不適用

► 2013年財政法では外国会社(インド会社が26%以上の株式保有)からの受取配当金に対する15%の優遇税率を2014年3月31日まで延長していました。この更なる延長はなく、従い、2014年4月1日以降の受取配当金には通常の税率が適用されます。

科学研究への資金提供のための新しい税務優遇措置

▶ 所得税法は特定の条件を満たす場合、支出控除を認めています。財務大臣はスピーチで新しい資金調達や税務優遇措置を提案しました。厳正なプロセスを経て選定された研究プロジェクトに資金提供できるよう、研究資金提供機関(RFO)の設立が提案されました。RFOへの拠出金は税務優遇措置を享受する資格があります。現段階では、これは提案に過ぎず、施行のためには所得税法の改正が必要になります。これらの変更は正式な予算案が発表される際に行われる予定です。

直接税法(DTC)の公開討論の場を設置

▶ 財務大臣はスピーチの中で、所得税法を抜本改正し、導入される予定の直接税法案について、2014-15年度に法案が通過するよう、ウェブサイト上、公開討論の場を設ける意向を示しました。



物品税

- ▶ 物品税の基本税率は12%で変更はありません。
- ▶ 資本財と消費財セクターの成長を促進するために、1985年中央物品税率法の第84章と85章に分類される機械、機械設備、電気機器、他の製品について、2014年6月30日まで、物品税率が12%から10%に引き下げられました。

物品税

- ▶ 次の表の通り、自動車セクターに対する救済措置として、2014年6月30日まで多くの品目の基本物品税率が軽減されることになりました。
- ▶ 車台やトレーラーの物品税率も引き下げられました。
- ▶ 携帯電話の国産化を促進するため、物品税率はCENVATクレジットを行う場合は6%、CENVATクレジットを行わない場合は1%に引き下げられました。
- 上記の変更は2014年2月17日から施行されています。

	税率 (%)	
品目	IB	新
小型車、オートバイ、スクーター、救急車、ハイブリッド自動車、1800cc超の排気量を有するセミトレーラー用のロードトラクター等の特定の商用車	12	8
スポーツ用多目的車(SUV車)	30	24
排気量1500cc以下の中大型車	24	20
排気量1500cc超の中大型車	27	24

関税

- ▶ 基本関税率に変更はありません。
- ▶ 非食用油とその部類、脂肪酸と脂肪アルコールに対する基本 関税は、石鹸やオレオ油化学製品の国内生産を促すため、 7.5%に下げられました。
- ► これまで道路建設用に輸入された特定の機械は、物品税の 代わりに相殺関税の適用が可能でしたが、今回撤廃されました。
- ▶ 上記の変更は2014年2月17日より施行されています。

サービス税

- ▶ サービス税の基本税率は12%で変更ありません。
- ▶ 農産物に関連する特定のサービスで、サービス税非課税の対象が水田に限られるのか、それとも米の生産にも拡大解釈できるのかに関しての議論がありましたが、米の積み下ろし、梱包、貯蔵の活動は、明確にサービス税の課税対象外となりました。
- ▶ 臍帯血バンクが提供する幹細胞の保存によるサービスと、そのような保存方法に関連するその他のサービスは、サービス税の課税対象外になりました。



重要な政策

インドの金融商品のデリバティブ市場を深め、強化するために想 定されている措置は次の通りです

- ▶ 米国預託証券(ADR)/グローバル預託証券(GDR)方式を 広く改定し、預託証券の範囲を拡大
- ▶ ルピー建て社債市場の自由化
- インド企業が外貨為替リスクから守るための通貨デリバティブ 市場の拡張と強化
- ▶ 全ての個人に対する金融資産記録の作成
- ▶ インド債券への投資を検討する国際投資家のための円滑なクリアリング・決済
- ▶ 商品デリバティブ市場の規制の枠組みを強化



修正予算はいつ頃発表される?

総選挙の後、発足する新政権が改めて 予算案を発表する



「現在の経済状況では、本予算を待たずに政府の行動が必要と されている。製造業は特に、迅速な押し上げが必要だ」 (チダムバラム財務相)

Contact us

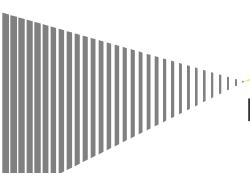
松田 博司

ジャパンビジネスサービス(JBS)

hiroshi.malsuda@in.ey.com

+91 80 6727 5209

+91 9972490715



Partnering with you...



This presentation contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither Ernst & Young Pvt. Ltd. nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.